

北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定に向けて

1 策定の趣旨

- 北海道環境基本計画は、北海道環境基本条例第10条の規定^{*}に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標及び施策の基本的な事項を定めるもの。
- 現計画である第2次計画改定版の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって概ね終了することから、現在の計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、新しい環境基本計画を策定するもの。
- 策定にあたっては、北海道環境審議会の意見を踏まえるとともに、パブリックコメントを行い^{*}、道民の意見の反映に努めるものとする。

※ 北海道環境基本条例（平成8年条例第37号）〈抜粋〉

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

[これまでの計画策定状況]

第1次計画 平成10年（1988年）3月策定

第2次計画 平成20年（2008年）3月策定（平成28年（2016年）3月改定）

2 環境審議会での議論の状況

(1) 令和元年5月8日（令和元年度第1回北海道環境審議会）

計画の位置づけ及び策定の方向と、計画策定の進め方について審議。

①計画の位置づけ及び策定の方向

○計画の位置づけ

- ・北海道環境基本条例の基本理念に則り定めるもの
- ・北海道総合計画の環境に関する特定分野別計画
- ・北海道SDGs推進ビジョンを反映
- ・国の第5次環境基本計画との整合
- ・SDGsやパリ協定などの世界的な動向
- ・個別計画との関係

○策定の方向（案）

長期的な目標、施策の基本的事項として、環境政策に係る基本的な方向性を示し、環境政策について策定された多数の個別計画・関連計画等の方向性を統べるものとする。

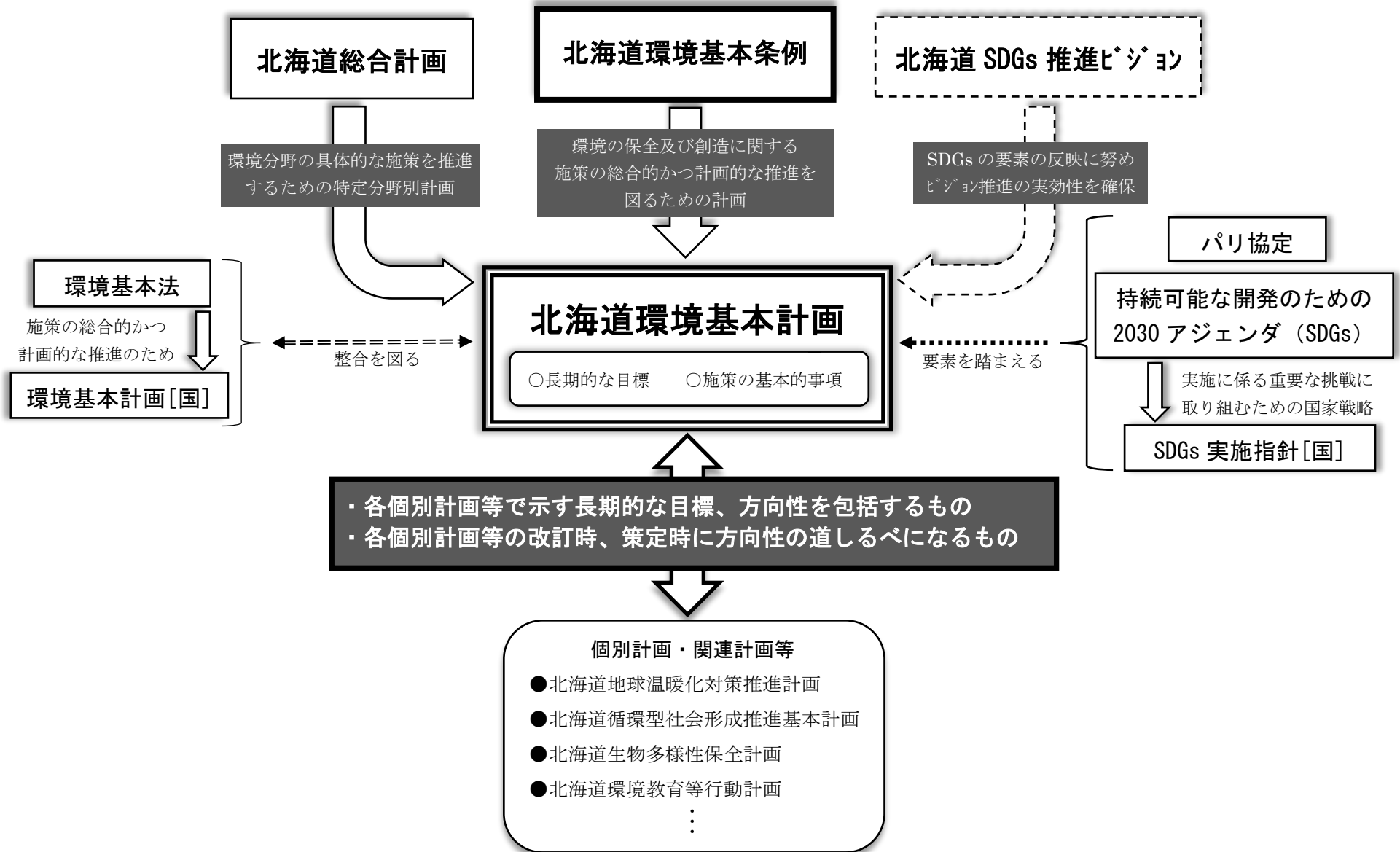
- ・各個別計画で示す長期的な目標、方向性を包括するもの
- ・各個別計画の改定時、新たな計画等の策定時において方向性の道しるべになるもの

②計画策定スケジュール

令和元年 5月 北海道環境審議会に諮問済
～審議会・企画部会における調査審議※～
令和2年 11月 道民意見の把握
～審議会・企画部会における調査審議※～
令和3年 1月 北海道環境審議会から答申
2月 議会への報告
3月 策定

※ 親会での議論を基本としつつ、親会での意見などを踏まえた具体的な調査審議は、企画部会を設置し、議論を深め、部会で議論した内容を親会にフィードバックして、さらに議論を深めていく、といった進め方をする。

計画の位置づけのイメージ



道の環境政策に係る主な個別計画等の策定状況

施策体系	第1次計画策定時点(H10.7)	第2次計画策定時点(H20.3)	現在
1 地域から取り 組む地球環境の 保全		○北海道地球温暖化防止計画(H12.6)	◎北海道地球温暖化防止対策条例(H21.3) ○北海道地球温暖化対策推進計画(H22.5) ○北海道における気候変動の影響への適応方針(H30.9)
2 北海道らしい 循環型社会の形 成		◎北海道循環資源利用促進税条例(H17.12) ○北海道廃棄物処理計画(H13.12) ○北海道循環型社会推進基本計画(H17.3) ○北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H17.3)	◎北海道循環資源利用促進税条例(H17.12) ◎北海道循環型社会形成の推進に関する条例(H20.10) ○北海道廃棄物処理計画(H27.3) ○北海道循環型社会形成推進基本計画[改訂版](H27.3) ○北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H29.3) ○北海道バイオマス活用推進計画(H25.12) ○北海道海岸漂着物対策推進計画(第2次)(H28.3) ○北海道災害廃棄物処理計画(H30.3)
3 自然との共生 を基本とした環 境の保全と創造	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ○北海道鳥獣保護事業計画(第8次)(H9.4) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6)	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ◎北海道動物の愛護及び管理に関する条例(H13.3) ◎北海道希少野生動植物の保護に関する条例(H13.3) ○北海道鳥獣保護事業計画(第9次)(H14.3) ○エゾシカ保護管理計画(H14.3) ○アライグマ対策行動計画(H15.3) ○北海道動物愛護管理推進計画(H20.2) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6)	◎北海道立自然公園条例(S33.4) ◎北海道自然環境等保全条例(S48.12) ◎北海道動物の愛護及び管理に関する条例(H13.3) ◎北海道生物の多様性の保全等に関する条例(H25.3) ◎北海道エゾシカ対策推進条例(H26.3) ◎北海道知床世界自然遺産条例(H28.3) ○北海道鳥獣保護管理事業計画(第12次)(H29.3) ○北海道エゾシカ管理計画(第5期)(H29.3) ○アライグマ対策基本方針(H21.2) ○北海道動物愛護管理推進計画(第2次)(H30.3) ○知床世界自然遺産地域管理計画(H21.12) ○北海道生物多様性保全計画(H22.7) ○北海道ヒグマ管理計画(H29.3) ○北海道アザラシ管理計画(第2期)(H29.3) ○北海道湿原保全マスタープラン(H6.6) ○北海道希少野生動植物種保護基本方針(H26.1) ○北海道外来種対策基本方針(H26.3)
4 安全・安心な 地域環境の確保	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10)	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ◎北海道の空き缶等の散乱の防止に関する条例(H15.3) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10) ○北海道の化学物質問題に関する取組方針(H11.6) ○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針(H16.4)	◎北海道公害防止条例(S46.10) ◎北海道スパイクタイヤ対策条例(H元.10) ◎北海道の空き缶等の散乱の防止に関する条例(H15.3) ○北海道湖沼環境保全基本指針(H元.10) ○北海道の化学物質問題に関する取組方針(H20.3)
5 各分野に共通 する施策の展開	◎北海道環境影響評価条例(S53.7)	◎北海道環境影響評価条例(S53.7) ○道の事務・事業に関する実行計画(H17)	◎北海道環境影響評価条例(S53.7) ○道の事務・事業に関する実行計画(H23) ○北海道環境教育等行動計画(H26.3)

北海道環境基本計画【第3次計画】の策定に向けたスケジュール（時点修正版）

R1. 11. 20 時点

時期	議会予定	環境審議会		道	備考	
		親会	企画部会			
R1	5月	★臨時会 (5/16~5/22)	●第1回 ・ 諮問 ・ 現状の説明 ・ 方向性ご意見 ・ 進め方ご意見		現状・課題・方向性 (案)	諮問内容 ・ 方向性 ・ 計画
	6月	★2定 (6/20~7/12)				
	7月					
	8月		●第2回			
	9月	★3定 (9/9~10/4)				
	10月					
	11月	★4定 (11/26~12/12)	●第3回 ・ 論点の整理 ・ 部会への付託			部会設置
	12月			○第1回	見直しの趣旨・スケジュール ・ 点検評価結果	
	1月			○第2回	前回の議論結果・長期目標 (案)・基本的事項(案)	
	2月	★1定 (2/27~3/25)	●第4回 ・ 審議			
	3月					
R2	4月			○第3回	基本計画 たたき台 (Ver1)	必要に応じて関係者ヒアリングも想定
	5月					
	6月	★2定	●第1回			
	7月			○第4回	基本計画 たたき台 (Ver2)	
	8月		●第2回 ・ 審議			
	9月	★3定 (環生委) 見直しについて		○第5回	基本計画 たたき台 (Ver3)	
	10月		●第3回 ・ 審議 (素案)			
	11月	★4定 (環生委) 素案				パブコメ
	12月			○第6回	修正案	
	1月		●第4回 ・ 答申 (案)			
	2月	★1定 (環生委) 案				
	3月				決定	

(2) 令和元年 11 月 20 日（令和元年度第 3 回北海道環境審議会）

計画策定に向けた論点等について審議。

①社会・経済・環境の状況

- ・ 計画策定の論点を整理するにあたって、社会・経済・環境を取り巻く状況を事務局から説明。

②長期目標（将来像）及び計画期間について

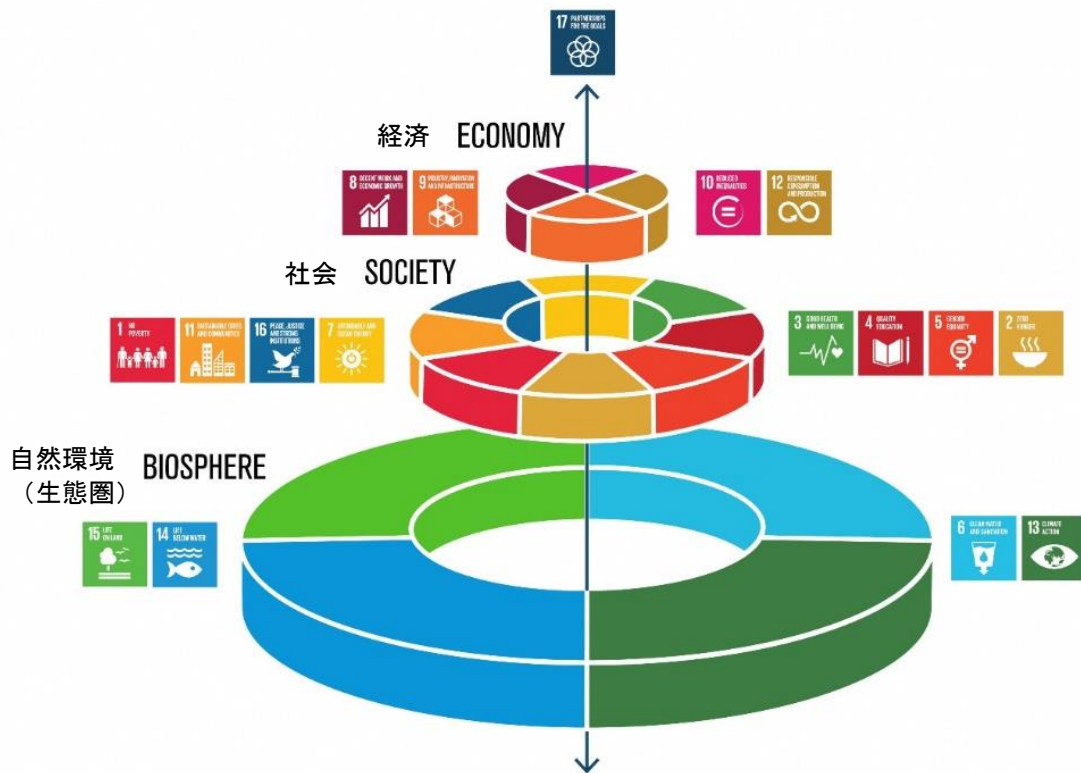
- ・ 長期目標は、前回同様、半世紀程度先を見据え、環境の観点からあるべき姿（将来像）をイメージして整理してはどうか。
- ・ 計画期間は、特に地球環境問題のように長期的視点に立って取り組むことが重要な問題などを考慮して、ある程度の幅を持たせることが必要であることから、当面 10 年程度としてはどうか（令和 3（2021）年度から概ね 10 年間（令和 12（2030）年度まで））。
- ・ あるべき姿の検討に当たっては、北海道環境基本条例の基本理念に則して、現行計画をベースに、新たな動きや国の環境基本計画等を参考とすべきではないか。

③国の第 5 次環境基本計画との整合について

- ・ 国の第 5 次環境基本計画では、SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることとしており、その具体化の鍵の一つとして「地域循環共生圏」の考え方を示している。この考え方を踏まえ、再生可能エネルギーや豊かな自然環境など北海道に優位性のある地域資源を持続可能な形で最大限活用した地域循環共生圏のあり方が重要な視点となると考えられる。

④SDGs との関係について

- ・ スtockホルムレジリエンスセンターが考案した、SDGs のウェディングケーキ図では、環境を基盤として、その上に経済社会活動が存在している。つまり、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができることを表している。北海道環境基本計画は、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」であり、SDGs の基盤である環境の保全を目的としている。
- ・ 環境問題は、経済・社会的側面と複雑かつ密接に関連しており、北海道環境基本計画策定の検討に当たっては、SDGs の考え方と整合を図り、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、環境・社会・経済の統合的向上（諸課題の同時解決）を図ることが重要な視点となると考えられる。



SDGsのウェディングケーキ図

(資料：Stockholm Resilience Centre の図に北海道が追記)

⑤計画の進捗管理について

- ・ これまで同様、毎年度施策の進捗を取りまとめて審議会に報告し、意見を伺うこととしてはどうか。

⑥これまでの審議会でいただいた意見

- ・ 野生生物と人間とのあつれき
- ・ 人口減少（過疎化）に伴うさまざまな環境問題
（土地などの管理放棄による景観や生態系サービス等への影響）
- ・ 風力発電による再生可能エネルギー導入に伴うバードストライクの増加
（環境政策間のトレードオフ）
- ・ 気候変動による影響と対策